



令和4年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 21 件、新設条例案 3 件を提出予定です。

なお、今年度、条例の規定内容を今日的な視点から検証し、時代に適合し、県民ニーズに即したものとするための「第3回条例の一斉点検」を実施しました（前回は平成28年度に実施）。番号欄に※印を付した2件は、その結果を反映したものです（概要は10ページ参照）。

一部改正条例案（使用料・手数料関係）

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案（詳細は、別紙1（P11）のとおり）</p> <p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定します。</p> <p>(2) 知事が認定する獣医師等が行う豚熱予防注射の開始に伴い、当該事務に係る手数料の額を定めます。</p> <p>(3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、新たな事務に係る手数料を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) E-mail: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p> <p>産業技術課 026-235-7496 (FAX) E-mail: sangi@pref.nagano.lg.jp</p> <p>園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) E-mail: enchiku@pref.nagano.lg.jp</p> <p>園芸畜産課家畜防疫対策室 026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp</p> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

2

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額及び下限額を改定します。

区分		改定額	現行額	改定率 (%)	
				下限額	上限額
機械金属	切削試験	4,100円以上 7,700円以下	2,300円以上 7,700円以下	78.2	—
化学等	定性分析	2,600円以上 128,000円以下	2,600円以上 77,000円以下	—	66.2

(令和4年4月1日から施行)

産業技術課 026-235-7496 (FAX) E-mail: sangi@pref.nagano.lg.jp

3

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

需要が見込めない試験の廃止及び諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定します。

区分	改定額	現行額	改定率 (%)	
			下限額	上限額
寒天の製造に関する理化学試験	1,100円以上 3,900円以下	490円以上 10,100円以下	124.5	△61.4
林木の種子発芽試験	5,700円	5,600円	1.8	

(令和4年4月1日から施行)

園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) E-mail: enchiku@pref.nagano.lg.jp

信州の木活用課 026-235-7364 (FAX) E-mail: ringyo@pref.nagano.lg.jp

4

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

地方公共団体の手数料の標準を定める政令及び道路交通法施行令等の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。

【主な手数料】

(銃砲刀剣類所持等取締法関係)

区分	改定額	現行額	改定率 (%)
許可証の書換え手数料	1,600円	1,800円	△11.1

(道路交通法関係)

区分	改定額	現行額	改定率 (%)
認知機能検査手数料	1,050円	750円	40.0
運転技能検査手数料	3,550円	—	—
高齢者講習手数料	実車あり	5,100円～ 7,950円	△18.9～26.5
	実車なし	2,900円	△34.8～28.9
若年運転者講習手数料	2,250円	—	—

(令和4年5月13日(一部の規定は、同年4月1日)から施行)

生活安全企画課

026-233-0108 (FAX) E-mail: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp

東北信運転免許課

026-292-2345 (FAX) E-mail: police-touhokushinmenkyo@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案(その他)

番号	条例案の概要
5	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>国家公務員に係る制度改正に合わせ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間要件(休業取得前1年以上の在職)を廃止します。</p> <p>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>6</p>	<p>長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫の融資を利用する際の退職年金等の担保の提供に係る規定を削除するとともに、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、遺族年金の加給の対象となる18歳以上20歳未満の子に係る規定を削除するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 職員課 026-235-7478 (FAX) E-mail: shokuin@pref.nagano.lg.jp </div>
<p>7</p> <p>※</p>	<p>証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>次の条例の中で引用している法律の条項等について、規定を整理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例 (2) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例 (3) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (4) 長野県手数料徴収条例 (5) 長野県ふるさとの森林づくり条例 (6) 長野県登山安全条例 <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 職員課 026-235-7478 (FAX) E-mail: shokuin@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp 山岳高原観光課 026-235-7257 (FAX) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp 森林政策課 026-234-0330 (FAX) E-mail: rinsei@pref.nagano.lg.jp 都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp </div>
<p>8</p> <p>※</p>	<p>財産に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>近年の大規模風水害、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、行政財産の使用料の納期限に係る特例を設けるとともに、公有財産の貸付料の減額に係る規定を整備するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 財産活用課 026-235-7474 (FAX) E-mail: zaikatsu@pref.nagano.lg.jp </div>

<p>9</p>	<p>創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>県内で創業等を行い、又は障がい者を雇用する法人等を応援するため、次のとおり事業税の軽減措置の適用期限の延長及び対象者の拡大等を行います。</p> <p>(1) 適用期限の延長 適用期限の3年間延長（令和7年3月31日まで）</p> <p>(2) 創業等を行う法人等に対する軽減措置の対象者の拡大及び免除の重点化</p> <p>ア 軽減措置対象者への県内の個人事業者が設立した中小法人の追加 イ 軽減措置の算定基礎となる課税標準額に係る上限の設定（所得で1億円まで）</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp 県民協働課 026-235-7258 (FAX) E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp 経営・創業支援課 026-235-7496 (FAX) E-mail: keieishien@pref.nagano.lg.jp 労働雇用課 026-235-7327 (FAX) E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>10</p>	<p>長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案</p> <p>法人税における連結納税制度の見直しに併せた地方税法の一部改正に伴い、同法を引用している規定等について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>11</p>	<p>長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県男女共同参画センターのホール等の利用について、令和4年3月をもって受付を終了することから、ホール等の利用の許可等に係る規定について削除するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人権・男女共同参画課 026-235-7389 (FAX) E-mail: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

<p>12</p>	<p>資金積立基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 公益財団法人信州学生協会からの寄附金を原資として、大学における修学等を支援するため、「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金を新設します。</p> <p>(2) 令和10年に長野県で開催予定の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会によるスポーツの振興等を図るため、長野県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を新設します。</p> <p>(3) 国の地方消費者行政活性化交付金により造成した長野県消費者行政活性化基金を財源とした事業の終了に伴い、同基金を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>くらし安全・消費生活課 026-235-7374 (FAX) E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp</p> <p>次世代サポート課 026-235-7087 (FAX) E-mail: jisedai@pref.nagano.lg.jp</p> <p>スポーツ課国民スポーツ大会準備室 026-235-7451 (FAX) E-mail: kokusupo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>13</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営の基準の一部改正に伴い、親権者に代わって児童福祉施設の長が行う懲戒の対象者を「児童等」から「児童」に改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>こども・家庭課児童相談・養育支援室 026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>14</p>	<p>長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>国民健康保険法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を整理します。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>健康増進課国民健康保険室 026-235-7170 (FAX) E-mail: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

15	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県食品安全・安心条例に規定されていた食品等の自主回収に係る報告事務の今後の実施が想定されなくなったことから、長野市及び松本市に移譲していた当該事務に係る規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp </div>
16	<p>長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に合わせ、事業者が市町村の認定を受けた計画に従って行う太陽光発電所、水力発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとするため、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 環境政策課 026-235-7491 (FAX) E-mail: kankyo@pref.nagano.lg.jp </div>
17	<p>長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案</p> <p>温室効果ガス正味排出量を2050年度までにゼロとすることを目指し、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 多数の者が利用する駐車場の設置等をする者に対する電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務の創設</p> <p>(2) 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果に係る届出対象の拡大（床面積2,000㎡以上→300㎡以上）</p> <p>(3) 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度の創設（床面積300㎡未満）</p> <p>(4) 事業者及び県民に対する再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務の創設</p> <p style="text-align: right;">（公布の日（(2)及び(3)は、令和5年4月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 環境政策課ゼロカーボン推進室 026-235-7491 (FAX) E-mail: zerocarbon@pref.nagano.lg.jp 建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp </div>

18	<p>長野県立自然公園条例の一部を改正する条例案</p> <p>自然公園法の一部改正に合わせ、県立自然公園の利用に関する施策を強化するため、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 地域主体の自然体験アクティビティ事業の促進や利用拠点の整備に係る事業について県の許認可等を不要とするための以下の制度の創設</p> <p>ア 市町村、事業実施者、土地所有者等で構成される協議会の設置</p> <p>イ 協議会が作成した事業計画に対する知事の認定</p> <p>(2) 県立自然公園の保全管理の充実のための野生動物の餌付けの禁止等</p> <p>(令和4年4月1日(一部の規定は、同年7月1日)から施行)</p> <p>自然保護課 026-235-7498 (FAX) E-mail: shizenhogo@pref.nagano.lg.jp</p>																								
19	<p>長野県都市公園条例の一部を改正する条例案</p> <p>松本平広域公園内に新たに設けられる東管理棟の会議室及びホールの利用料金の額を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="288 1025 1433 1245"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8:30～ 12:00</th> <th>12:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 21:30</th> <th>8:30～ 17:00</th> <th>12:00～ 21:30</th> <th>8:30～ 21:30</th> <th>超過 時間 1時間 につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> <td>1,900円</td> <td>2,400円</td> <td>3,500円</td> <td>4,300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>4,200円</td> <td>8,400円</td> <td>9,600円</td> <td>12,600円</td> <td>18,000円</td> <td>22,200円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公布の日から施行)</p> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p>	区分	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:30	8:30～ 17:00	12:00～ 21:30	8:30～ 21:30	超過 時間 1時間 につき	会議室	800円	1,600円	1,900円	2,400円	3,500円	4,300円	300円	ホール	4,200円	8,400円	9,600円	12,600円	18,000円	22,200円	1,700円
区分	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:30	8:30～ 17:00	12:00～ 21:30	8:30～ 21:30	超過 時間 1時間 につき																		
会議室	800円	1,600円	1,900円	2,400円	3,500円	4,300円	300円																		
ホール	4,200円	8,400円	9,600円	12,600円	18,000円	22,200円	1,700円																		
20	<p>屋外広告物条例の一部を改正する条例案</p> <p>景観法に基づく景観行政団体である須坂市及び伊那市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行います。</p> <p>(令和4年6月1日(伊那市)、同年7月1日(須坂市)から施行)</p> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p>																								

21	<p>長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>西天竜発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正します。(最大出力3,600キロワット→3,200キロワット)</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
<p>経営推進課 026-235-7388 (FAX) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p>	

新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
22	<p>長野県犯罪被害者等支援条例案 (詳細は、別紙2 (P13) のとおり)</p> <p>犯罪被害者等支援に関し、基本理念、犯罪被害者等支援の基本となる事項及び犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者の生活の再建及び権利保護を図るため、必要な事項を定めます。</p>
<p>人権・男女共同参画課 026-235-7389 (FAX) E-mail: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp</p>	
23	<p>障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案</p> <p>(詳細は、別紙3 (P15) のとおり)</p> <p>障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組並びに障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項を定め、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与するため、必要な事項を定めます。</p>
<p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p>	

24	<p>国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例案</p> <p>国営伊那西部土地改良事業の完了に伴い、当該事業に係る受益者負担金の徴収に関し、負担金の額、徴収方法等の必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p>
<p>農地整備課 026-235-4069 (FAX) E-mail: nochi@pref.nagano.lg.jp</p>	

【参 考】「第3回条例の一斉点検」の概要

条例の規定内容を今日的な視点から検証し、時代に適合し、県民ニーズに即したものとするため、次のとおり「第3回条例の一斉点検」を実施しました。（今回は平成28年度に実施）

1 点検の対象

- (1) 制定又は最終改正から5年以上を経過している条例（121条例）
- (2) 上記のほか、条例の所管課において点検を要すると認めたもの（4条例）

※ これら125条例で、現行条例（288本）の43.4%に当たる。

2 点検の結果

点検の結果を反映し、7条例を改正する予定（うち6条例は規定の整理に係るもの）

※ 規定の整理に係るものを「等条例」にまとめ、2条例案を提出する予定

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部情報公開・法務課法務係
 （課長）重野 靖 （担当）片桐 栄子
 電 話 026-235-7057（直通）
 026-232-0111（代表） 内線 2287
 F A X 026-235-7370
 E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令対応分

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率(%)
行政書士法	行政書士試験	10,400円	7,000円	48.6
高圧ガス保安法	製造保安責任者試験	9,800円～ 11,600円	8,200円～ 9,300円	18.4～26.1
	販売主任者試験	6,700円～ 9,000円	5,700円～ 7,900円	13.9～17.5
電気工事士法	電気工事士免状の書換え	2,700円	2,100円	28.6
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定(販売契約者数が1万戸以上の場合)	98,000円	110,000円	△10.9
	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造若しくは装置の変更の許可	15,000円	17,000円	△11.8
	液化石油ガス設備士試験	22,700円～ 23,200円	20,900円～ 21,400円	8.4～8.6
宅地建物取引業法	宅地建物取引士資格試験	8,200円	7,000円	17.1

(2) 豚熱予防注射対応分

対象事務	金額
家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定による措置として知事が認定する獣医師(獣医師の属する団体を含む。以下同じ。)が行う豚熱予防注射	70円
家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定による措置として知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射を行った旨の証明書の交付	200円

(3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律対応分

対象事務	金額
畜舎建築利用計画の認定	8,100円～210,000円
畜舎建築利用計画の変更認定	4,300円～210,000円
認定計画実施者の地位の承継の認可	8,100円

- 施行期日
令和4年4月1日

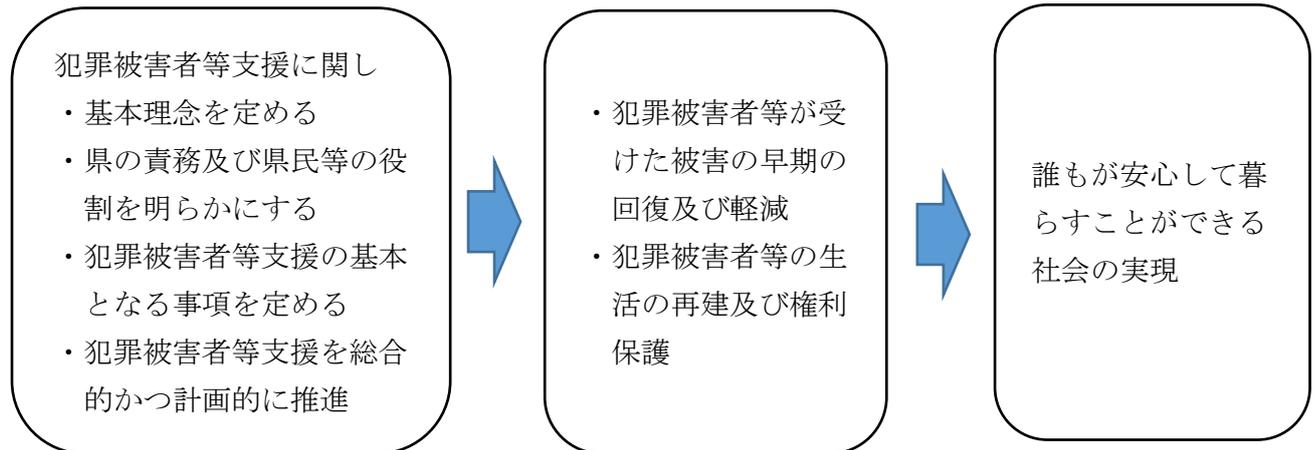
1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法（H17年施行）等に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面している。

犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。

4 責務及び役割

	対象者	内容
責務	県	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・市町村への必要な情報の提供、助言等
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止に十分配慮 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
役割	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止及び犯罪被害者等である従業員の就労への配慮、必要な支援の実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	民間支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める。

6 支援推進体制

- (1) 国、市町村、民間支援団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し、直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備する。

7 基本的施策

項目	内容
相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等が直面する問題に対する相談対応、必要な情報の提供及び助言・ 犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保等
心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none">・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策・ 犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 日常生活の支援に関する情報の提供及び助言等
安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言等
居住の安定	<ul style="list-style-type: none">・ 県営住宅への入居における特別の配慮及び一時的な利用のための住居の提供等
雇用の安定	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発等
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・ 給付金の支給・ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
損害賠償に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等
刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等
県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等についての広報、啓発、教育の充実等
学校における教育	<ul style="list-style-type: none">・ 学校の設置者等と連携して行う二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育等
民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等
人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等

8 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(別紙3) 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案について

障がい者支援課

1 制定の趣旨

障がいを理由とする差別の解消については、障害者差別解消法の施行を契機として、長野県でも、障がい者差別解消推進員の配置や、県民への啓発活動等に取り組んできたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていた。

このため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別を解消するためのあっせん制度の創設等を内容とする条例を制定することにより、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すための新たな仕組みを作るものである。

2 目的

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の推進に関し

- ・基本理念を定める。
- ・県の責務等を明らかにする。
- ・障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の基本となる事項を定める。

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与する。

3 基本理念

- (1) 全ての県民は、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 全ての県民は、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合においては、状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県外から訪れる障がいのある人に対しても、状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

4 責務及び役割

区分	内容
県の責務	<ul style="list-style-type: none">・障がい等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。・施策策定に当たっては、障がいのある人等の意見を反映させるよう努める。・県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行う。・合理的配慮を的確に実施するため、必要な環境の整備に努める。
市町村等との連携	<ul style="list-style-type: none">・県は障がい等に関する施策の策定及び実施に当たり、市町村等と連携する。・県は市町村が実施する施策への情報提供、助言等の支援を行う。

県民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な機会を通じ、障がい等に対する理解を深めるよう努める。 ・県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。 ・障がいのある人は必要な支援を可能な範囲で周囲に伝達するよう努める。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等に対する理解を深めるとともに、県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。

5 障がいを理由とする差別の禁止等

- (1) 何人も、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない。負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

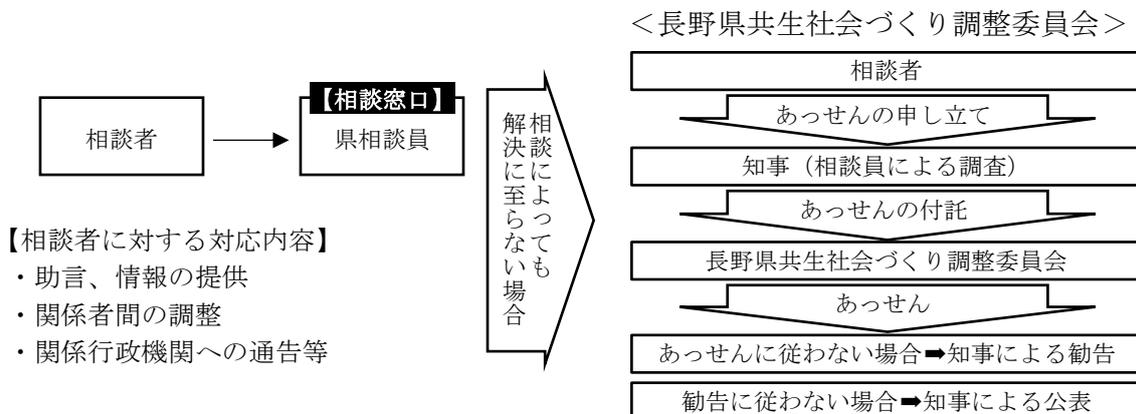
6 基本的施策

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 意思疎通等の手段の利用促進等 | (2) 医療、介護等の支援 |
| (3) 学校教育における学びの場の選択等 | (4) 就業の機会の確保等 |
| (5) 住宅の確保等 | (6) 権利擁護の推進 |
| (7) スポーツの振興 | (8) 文化芸術活動の振興 |
| (9) 災害への対応 | (10) 選挙等における配慮 |
| (11) 人材育成 | |

の11分野について県の取り組むべき方向を規定。

7 障がいを理由とする差別を解消するための体制

- (1) 県は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関（長野県共生社会づくり調整委員会）によるあっせん、勧告及び公表に関する規定を定める。



8 施行期日

令和4年4月1日（5の(2)及び(3)（事業者に係る部分に限る。）並びに7の(2)については、同年10月1日）